



地域活動・ボランティア



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

> 地域活動支援

自治会活動支援

問 市民協働推進室

☎ 83-8141 FAX 83-5896

自治会は、心豊かで住みよい地域づくりを目指し、一定の地域にお住まいの方が自主的に運営する組織です。市では、情報提供や防犯・防災、環境美化など、自治会の活動に対する支援を行っています。

男女共同参画・人権・女性団体育成支援

問 市民協働推進室

☎ 83-8141 FAX 83-5896

一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を十分に発揮し、自らの希望を実現して輝いて活躍できる社会の実現に向けて、講演会や事業者表彰、人権相談窓口の開設支援などを行っています。

地域公民館活動支援事業

問 生涯学習課 生涯学習係

☎ 82-7150 FAX 83-4070

◎地域公民館敷地整備事業

地域公民館敷地がわだち等で荒れた場合に、整備するための必要な砂(2tダンプ1台分)または砂利(2tダンプ1台分)を、申請により配布する事業です。

◎地域公民館建設事業補助金

地域公民館建設事業補助金

- 交付対象 地域公民館を建設する場合で、経費が10万円以上の場合(改築、修繕、増築含む)
- 補助率 地域公民館建設事業に要する経費の35/100以内
- 補助限度額 400万円

地域公民館建設資金貸付金

- 貸付対象 地域公民館を建設(改築、増築を含む)するにあたり、一時的に建設資金の確保が困難な場合に貸付を行う。
- 貸付限度額 建設総事業費の60%以内で、限度額は1千万円(貸付金額が200万円以内の場合は60%を超えて貸付可)
- 貸付利子 無利子
- 償還方法 10年以内で10回均等償還(繰上償還可)

> 社会教育・スポーツ施設の貸出

会議室等の貸出

問 真岡市公民館

☎ 82-7151 FAX 84-8050

真岡西分館

☎ 84-6781 FAX 84-6936

山前分館

☎ 82-2802 FAX 83-6146

大内分館

☎ 82-2704 FAX 83-6147

中村分館

☎ 82-2902 FAX 83-6148

二宮分館

☎ 74-0107 FAX 74-0187

市公民館の会議室・研修室・調理室などの貸出については、公民館または各分館へお問い合わせください。詳しくは110ページからの施設案内または各ホームページをご覧ください。

スポーツ施設の貸出

問 スポーツ振興課 管理係

☎ 84-2811 FAX 84-6258

体育館や運動場など、各種スポーツ施設の貸出については、各施設を所管する事務所へお問い合わせください。詳しくは113ページからの施設案内または各ホームページをご覧ください。

学校開放事業

問 スポーツ振興課 管理係

☎ 84-2811 FAX 84-6258

一般市民の社会体育および社会活動のために学校教育に支障のない範囲で、小中学校の開放を行っています。利用を希望される場合は、スポーツ振興課管理係に申請してください。

使用料は原則として有料となります。

◎解放する学校施設および利用時間

	休日 (年末年始を除く)	休日以外
屋外運動施設	午前5時～午後6時	午前5時～7時
屋内運動施設	午前8時～午後9時	午後7時～9時
柔剣道場	午後7時～9時	



▶ 市民活動団体・ボランティア支援

問 市民活動推進センター コラボレーもおか
☎ 81-5522 FAX 81-5558

個人・団体を問わず、市民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動を支援します。会議室の貸出等は事前登録により原則無料。

所在地 石島893-15 真岡市二宮コミュニティセンター2階

利用時間 平日9:00~21:00、土・日曜9:00~18:00

休館日 毎週月曜、祝日、年末年始

主な支援内容

- 活動場所の提供(交流コーナー、ミーティングルーム)
- 物品の貸出等(パソコン、コピー機、印刷機、紙折り機、プロジェクター等)
- 情報の収集および提供(ウェブや展示コーナーを通じた情報交換)
- 相談窓口(ボランティアの派遣や市民活動への参加、NPOサポートなど)
- 研修等の開催(市民活動に関する講座、ボランティア体験講話等)

利用できる人

センターは、市民活動に関心のある方や既に市民活動を行っている団体および個人の方が使用できます。ただし、次の場合は使用できません。

- ① 営利を目的としていると考えられるとき
 - ② 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、および信者を教育、育成することが目的と考えられるとき
 - ③ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することが目的と考えられるとき
 - ④ その他、他人に迷惑を及ぼし、またはセンター設置目的に反する行為があったとき
- その他、使用に当たっては、市民活動推進センター設置および管理条例、市民活動推進センター設置および管理条例施行規則、利用者協議会の指示および当センター利用の手引きの決まりを順守してください。



二宮コミュニティセンター(コラボレーもおかは2階)

▶ 出会い・結婚のお手伝い

問 出会い結婚サポートセンター
☎ 83-1234 FAX 83-5896

ボランティアの結婚相談員が「出会い」から「結婚」までのサポートをしています。結婚相談会を定期的に行うほか、個別の結婚相談にも応じます。申し込みは無料です。

登録に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 写真L判(縦13cm×横9cm) ※上半身・全身が映っているもの各1枚

結婚新生活支援補助金

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対して、住宅の取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用、引っ越し費用の合計額の一部を補助します。最大30万円の補助(夫婦ともに29歳以下の方は60万円)

対象となる世帯

- 婚姻日において、夫婦のいずれもが39歳以下(誕生日の前日で年齢が加算されます)であること。
- 自治会に加入していること。
- 他の公約制度(国や自治体の補助金)による家賃補助等を受けていないこと。
- 夫婦のいずれもが市税の滞納がないこと。
- 国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金(他の自治体を実施するものを含む)の交付を受けたことがないこと。

※その他にも条件がございますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

とちぎ結婚支援センターの登録料補助金

「とちぎ結婚支援センター」の登録料の一部を補助します。センター入会登録料の2分の1、又は5,000円のいずれか低い額(1人当たり1回)

対象者

- 市内に住所を有すること。
- 未婚者であること。
- とちぎ結婚支援センターに入会登録していること(令和5年4月1日以降に入会)。
- 市税を滞納していないこと。
- 婚姻後に継続して市内に居住する意思があること。

※申請に必要なもの、申請の流れについては、市ホームページをご覧ください。